

## 特記仕様書

本委託は、箕面市消防本部が（仮称）箕面中部拠点を整備するために必要な、補償金額の算定及び既存建物の除去に要する費用の算定を委託するものである。

業務名 （仮称）箕面中部拠点の整備に伴う補償調査業務委託

業務場所 箕面市今宮1丁目地内

（物件の所在地：箕面市今宮一丁目2番2号）

履行期間 契約締結日から令和5年3月15日まで

### 第1条 適用範囲

本特記仕様書は、箕面市における上記業務（以下「本業務」という。）に適用する。

### 第2条 特記仕様書の遵守

受注者は、本業務を実施するに当たり、物件調査等標準仕様書（大阪府都市整備部用地課、令和4年4月）に準拠するとともに、契約書、特記仕様書に基づいて実施しなければならない。

### 第3条 監督職員

監督職員とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は主任担当者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第10条に規定する者である。

### 第4条 受注者の資格

受注者は、補償コンサルタント登録規定（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、物件部門及び補償関連部門の3部門すべての登録部門において登録を受けている者とする。

### 第5条 個人情報の取り扱い

受注者は、本業務の実施に当たって取り扱うこととなる個人情報については、個人の権利利益を保護するため、適正に取り扱わなければならない。

## 第6条 その他

委託業務内容に疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議し決定するものとする。

## 第7条 業務内容

- 1) 打合せ協議
- 2) 現地踏査（建物等の調査）
- 3) 現地踏査（営業等の調査）
- 4) 非木造建物調査
- 5) 附帯工作物調査及び算定
- 6) 独立工作物調査及び算定
- 7) 営業に関する調査及び算定
- 8) 動産に関する調査及び算定
- 9) その他通損に関する調査及び算定
- 10) 消費税等調査